

# 放課後ルームの充実を求める

放課後ルームは、2000年以前は運営委員会に委託する方式で、実態は学童保育父母会が運営していました。

校外にプレハブを設置したり、民家を借りて、一部では児童ホームで開設されていましたが、大変劣悪な施設環境、指導員の身分保障や労働条件など様々な問題を抱えていました。

公設・公営化を求める学童保育父母会連絡会などの粘り強い運動と国の制度化もあって、市は2000年から公設公営化に踏み切り、2002年には市内小学校全てに、放課後ルームを設置しました。その点については評価できるものです。

しかし、現状は、ルームの広さは、厚生省、県の設置基準の一人当たり1.65平方メートルを下回る1.5平方メートルです。定員の120%のルームは一人当たりの広さは1.2平方メートルしかありません。

20年度4月1日現在で、その狭いルームの定員

を超えているルームが54ルーム中35ルーム。定員の120%を超え、入所できない待機児童のいるルームが6ルームあります。



これからも拡大を続ける人口の伸びや、子育て支援を重点的、積極的に取り組むという観点からいうと、現状を放置するのではなく、ルームの広さは、厚生省、県の設置基準で、定員の120%入所と待機児童を解消し、4年生以上の児童も入所できる定員を確保するために施設整備年次計画をつくり、重点的、積極的に予算をつける必要があると質問しました。

市は、厚生省のガイドラインを踏まえ、今後も放課後健全育成事業の充実に努めたいと答弁しました。

## 公民館利用者の声に答えよ

現在は区分の間に入れ替え時間が1分もありません。公民館は10分前に活動を終了するよう指導していますが、この入れ替えをめぐる結構トラブルが発生しています。



利用時間が短くなって有料化されたわけですから、ぎりぎりまで使用したいと思うのは当然で、使用料は時間単位で計算されていますので、10分前に終了させるのであればその分の使用料を減額しなければなりません。

教育委員会が行なった公民館利用者の意識調査では、「現行の4区分でよい」と回答した人が54%としていますが、現行の4区分に対し「入れ替えをスムーズに行なうために区分の間に

入替え時間を作ってほしい、昼の区分では昼食時間がとれない、30分程度の昼食休憩時間をとってほしいと提案する人も多く「現行の4区分でよい」との意見も条件付きであると分析しています。

市はこうした「利用者の声」に答えるべきではないかと質問しました。

答弁にたった生涯学習部長は、「以前も、今でも3時間の中で後片付けをしてもらっているのは変わっていない」（以前の利用時間は3時間半で交替時間もあった）などと、まったく現場の実態を知らない、しどろもどろの答弁に終始し、議場から失笑がでるほどでした。

私から、開館時間を早めるとか閉館時間を遅らせるとか、午後の2区分の使用時間を2時間半にするとか提案しましたが「しばらくこの体制でやらせていただく」と利用者の声に耳を傾けようとしませんでした。